


(表面)

(あて先) 八戸地域広域市町村圏事務組合管理者

児童手当・特例給付 現況届

提出年月日

職員コード											提出年月日	・	・							
受給者	(フリガナ) 氏名				所属				住所											
	性別	男・女	生年月日	・	・	配偶者の有無	有・無	本年1月1日時点の住所	(上欄と異なる場合に記入してください。)											
配偶者等	(フリガナ) 氏名				配偶者の職業	ア. 被用者 イ. 公務員(勤務先: ) ウ. 被用者等でない者			住所(別居の場合記入)											
									本年1月1日時点の住所	(上欄と異なる場合に記入してください。)										
児童	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印								
			・	・	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母											
			・	・	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母											
			・	・	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母											
			・	・	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母											
			・	・	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母											
			・	・	同・別		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母											
備考	受給者の扶養親族等及び児童の数				人 (うち同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の合計数)			判定	区分		手当月額									
	所得の状況				年分所得額			控除後の所得額	所得制限限度額		・児童手当	3歳未満分 円								
					(受給者) 円			円	円		・特例給付	3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計 円								
※	年分所得の合計額										控除									
審査	うち児童手当法施行令第3条第1項による控除										雑損控除額		医療費控除額		小規模企業共済等掛金控除額		障害者控除額		寡婦・ひとり親・労働学生控除額	
	(一律控除額)										円		円		円		円		円	
	受給者										円		円		円		円		円	
配偶者										円		円		円		円		円		

◎ 太線で囲まれている欄を記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。表面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏面)

注意

- 1 児童手当又は特例給付の受給者は、6月1日から同月30日までの間に、本年6月1日の現況について、この届を提出してください。この期間中に提出しないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 「受給者」の「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。また、受給者が本年1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 「配偶者等」の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかあるいは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、受給者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。  
「配偶者等」の「住所」の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 4 「児童」の欄は、受給者が養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 5 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 6 「所得の状況」の欄は、受給者及び配偶者の前年の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額(所得税法に規定する給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限ります。)を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とします。))と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。  
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 7 「扶養親族等及び児童の数」の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また[ ]内には、このうち同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)及び老人扶養親族の合計数を記入してください。  
なお、受給者の親族ではないが、前年の12月31日に受給者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。  
いづれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 8 この届には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって組合が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - ② 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑧ 受給者又は配偶者が本年1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、受給者又は配偶者の前年の所得の額と、受給者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
  - ⑨ 「7」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類